

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 4月 1日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区光南5丁目 2 番31号
氏名	新まるせ 株式会社
	取締役 土村 学
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-244-1101
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	新まるせ 株式会社
事業場の所在地	広島市中区光南5丁目2番31号
計画期間	令和6年4月 1 日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	年間売上高 500,000,000円
③従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生(現場) ↓ 分別(現場) ↗ 収集・運搬(運搬業者) ↓ 処分(処分業者)

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	0.18	0.1									0.18	0.1			0.18	0.1				
紙くず																				
木くず	1	0.5									1	0.5			1	0.5				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	606.7	400									606.7	400			606.7	400				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	607.88	400.6	0	0	0	0	0	0	0	0	607.88	400.6	0	0	607.88	400.6	0	0	0	0

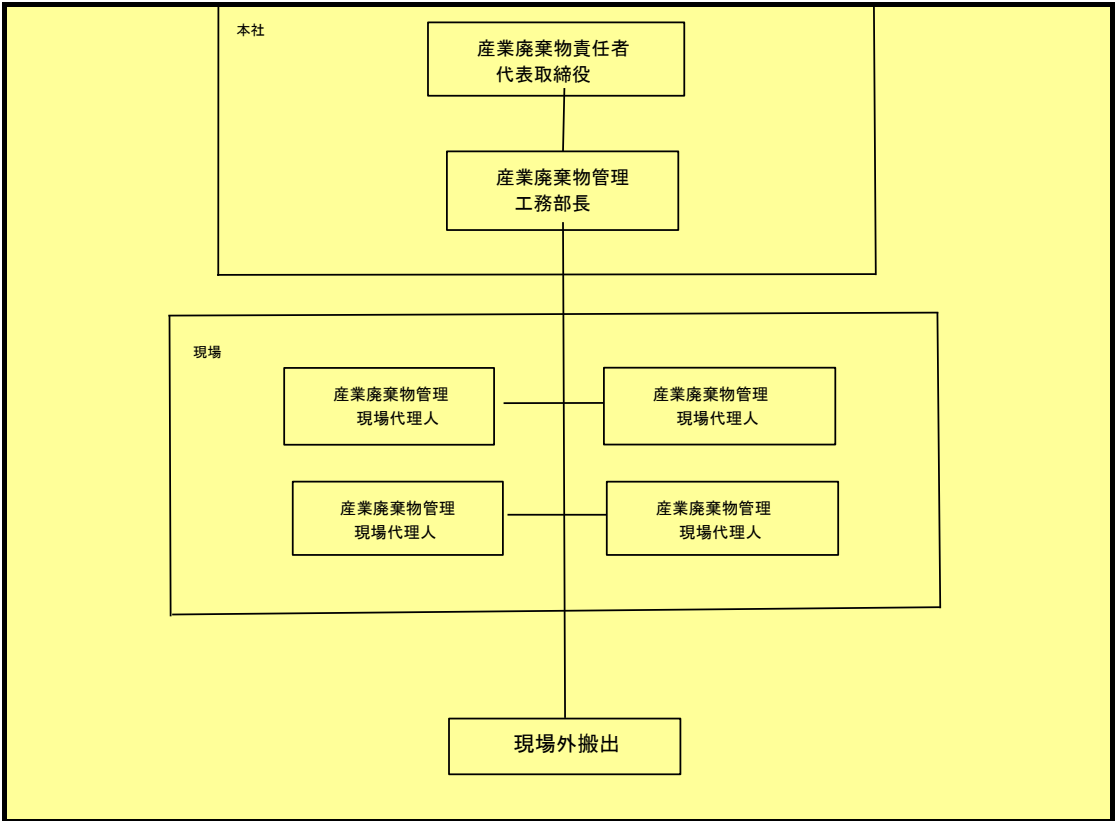
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	排出を抑制するために発注者との協議で事前に確認を行う。
②計画 (今後実施する予定の取組)	排出を抑制するために発注者との協議内容に基づき確実に実施する。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各現場で分別し、再資源化施設へ搬出する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各現場での分別を確実に行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生処理業者の選定をし、適正な委託契約を交わしている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	再生処理業者の選定をし、適正な委託契約を交わす。 また、優良認定業者への委託も検討する。